

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第4号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請)</p> <p>第2条 法第36条第1項、第38条第1項又は第51条の19第1項の申請は、指定障害福祉サービス事業者等指定申請書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の変更の届出等)</p> <p>第3条 法第46条又は第51条の25第1項若しくは第2項の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業者等変更届出書（第2号様式）により、廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業者等廃止（休止、再開）届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請)</p> <p>第2条 法第36条第1項（法第40条において準用する場合を含む。）及び第38条第1項の申請は、指定障害福祉サービス事業者等指定申請書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の変更の届出等)</p> <p>第3条 法第46条の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業者等変更届出書（第2号様式）により、廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業者等廃止（休止、再開）届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。</p>

第1号様式の2 (第2条の2関係)

受付番号

指定障害福祉サービス事業者等指定変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

㊤

略

事業所(施設)所在地市町番号

略

略

第2号様式 (第3条関係)

指定障害福祉サービス事業者等変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

㊤

次のとおり指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者)の指定を受けた当該指定の内容を変更したので、障害者自立支援法第46条第1項(第46条第3項、第51条の25第1項)の規定により届け出ます。

事業所番号

略

略

第1号様式の2 (第2条の2関係)

受付番号

指定障害福祉サービス事業者等指定変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事業所の所在地
名称
代表者の氏名

㊤

略

事業所(施設)所在地市町番号

略

略

第2号様式 (第3条関係)

指定障害福祉サービス事業者等変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

㊤

次のとおり指定障害福祉サービス(指定障害者支援施設、指定相談支援)の指定を受けた内容を変更したので、障害者自立支援法第46条第1項(第2項)の規定により届け出ます。

事業所番号

略

略

第3号様式（第3条関係）

指定障害福祉サービス事業者等廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 ㊟

次のとおり指定障害福祉サービス事業（指定地域相談支援事業）を廃止する（休止する、再開した）ので、障害者自立支援法第46条第1項（第46条第2項、第51条の25第1項、第51条の25第2項）の規定により届け出ます。

事業所番号	事業所	名称	所在地
	廃止する（休止する、再開した）事業所		
略			
廃止（休止）の理由			
現に指定障害福祉サービス（指定地域相談支援）を受けていた者に対する措置（廃止又は休止の場合のみ）			
略			

注1 再開の場合は、再開の日から10日以内に届け出てください。この場合において、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なるときは、勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
2 廃止又は休止の場合は、廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。
3 略

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正前の障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第3号様式（第3条関係）

指定障害福祉サービス事業者等廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 ㊟

次のとおり指定障害福祉サービス事業（指定相談支援事業）を廃止（休止、再開）したので、障害者自立支援法第46条第1項の規定により届け出ます。

事業所番号	事業所	名称	所在地
	廃止（休止、再開）した事業所		
略			
廃止（休止）した理由			
現に指定障害福祉サービス（指定相談支援）を受けていた者に対する措置（廃止し、又は休止した場合のみ）			
略			

注1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出てください。
3 略